

(仮称) 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例(案)に係る市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

1 市民意見募集の実施状況

- (1) 意見公募期間 令和元(2019)年12月9日(月)から令和2(2020)年1月8日(水)まで
- (2) 意見提出者数 39名
- (3) 提出方法 直接持参…6名 郵送…22名 電子メール…11名
- (4) 提出された意見の件数 64件

2 意見の概要と市の考え方

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第1条			太陽光発電設備の規制をより鮮明に打ち出すため、太陽光発電設備の容量を「既に設置してあるものも含め合計100万kWまでとする」等、総量を規制すべきである。	本条例は、適切な事業の実施により、太陽光発電事業と地域との調和を目的とするものであり、太陽光発電設備の設置を規制するものではありませんので、容量等によって太陽光発電設備の設置を制限する考えはありません。 (修正なし)
第2条		第7号	隣接する住民とは、最低200m以上の距離を置いてほしい	太陽光発電設備の設置について、関係法令において、隣接の住宅等から200mの距離を置かなければならないという規定はないことから、本条例においても、200m離さなければならぬという規定は設けません。 (修正なし)
			近隣住民等の範囲は、1ha未満で100m、1ha以上で200mとしてほしい。	近隣住民等の範囲については、県内の市町が制定している条例、現行の「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」により、1ha未満にあつては50m、1ha以上にあつては100mとしました。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第2条		第7号	近隣区域に保育園等や小・中・高等学校が存する場合は、その管理者及び利用者等を追加すべきである。	保育園、小中学校の管理者は、第7号ア又はイに該当することから、近隣住民等に含まれると考えます。 また、その利用者に対する説明は、その必要性も含めて、施設の管理者の判断によるものと考えます。 (修正なし)
			那須塩原市は広大な敷地を有しその地形も様々である。地勢に応じて影響を受ける可能性がある住民は近隣住民とすべきである。	設置事業の実施に当たり、説明会の開催や事業の周知を行う上で、近隣区域の範囲を数値により具体的に定める必要があることから、50m 又は 100m としました。 (修正なし)
			近隣住民を 100m としているが、森林伐採による井戸の水源及び水質への影響を受ける住民や、電磁波、騒音等により自然環境、生活環境影響を受ける住民を追加して欲しい。	
			生活上、設備近辺を往来する者を追加してほしい。	
第7条			幼稚園、学校、病院等の周囲 200m を追加すべきである。	太陽光発電設備には、例えば、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のような立地規制がないことから、近隣区域の範囲を同様とします。 (修正なし)
			「近隣住民の過半の者が要望し、市長（または〇〇審議会）が妥当と認めた区域」を追加すべきである。	条例の目的に照らし、自然環境、生活環境及び景観の保全のために必要な区域を抑制区域として規定します。 ただし、必要に応じて追加又は廃止を行うものとしております。 (修正なし)
			抑制区域について、地目が山林となっている平地林も抑制区域に入れていただきたい。	地域森林計画対象の民有林であれば、平地林も抑制区域に含まれます。 (修正なし)
	第1項	第2号	住宅密集地等を住宅地等にすべきである。	「住宅密集地」から「住宅地等」に修正します。 (修正あり)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第8条			「市長は、前項の協議を開始した時はすみやかに、その旨ホームページ上で公表しなければならない。」を追加すべきである。	説明会の開催等による近隣住民等に対する周知は、事業者の責任においてなされるべきものと考えます。 (修正なし)
			「事業計画があったときは、市長は直ちに関係する情報を公開しなければならない。」とすべきである。	
	第1項		事前協議は市独自のチェックシート(計画の概略が理解できるもの)を作成し、協議が終わった段階で、該当地区の住民に計画の概要及びチェックシートを情報開示してもらいたい。	標準処理期間については、今後作成予定の「許可の手引き(仮)」等において定める予定です。 (修正なし)
			太陽光発電事業を不当に遅延させないため、協議の手続・期間を明確化すべきである。	
第2項		<p>指導や助言に基づいて法的な義務や負担を課されることはないと理解しているが、当該理解でよいか明らかにされたい。</p> <p>なお、指導・助言内容によっては発電事業者が過度の負担を負うこととなる場合も想定できるところであり、指導・助言内容については一定の制約を設けるべきと考える。</p>	指導や助言は、設置事業が許可基準を満たすために必要な範囲での指導又は助言を想定しています。 (修正なし)	
第9条			<p>「設置事業者が近隣住民等と協議中である間は、市長は当該事業計画に許可を与えてはならない。近隣住民等の意見表明に拘わらず、設置事業者が協議を打ち切った場合、市長は当該事業を不許可とすることができる。」という規定を追加すべきである。</p>	<p>許可基準において、「説明会又は事業計画の周知及び協議を適切に行っていること」を規定しています。</p> <p>ただし、協議の結果については、様々状況が考えられるため、協議の適切性については、説明会等実施報告書や見解書等の内容が合理的な根拠を有するかどうかで判断することになります。</p> <p>(修正なし)</p>

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第9条	第1項		計画概要を計画地周辺に提出する等、色々な方法で広く市民に知らしめてはどうか。	事前に近隣の方々が意見することができるよう、許可申請の前段階での説明会の実施や事業の周知を規定しています。 (修正なし)
			説明会に行政の担当部署の者が参加する旨を付け加えて欲しい。	発電事業と地域との調和には、事業者が自らの責任において、近隣の方々の意見を聞き、その不安等を取り除く努力を行うことが重要であると考えます。 また、市は設置事業の許可権者となりますので、事業者、住民のどちらかの立場を代弁することはできません。 (修正なし)
			地権者、市民、役所関係者、事業者の合同説明会を開いて、市民の安心と信頼を得ること。地権者、隣接者との調和も考慮した話し合いの場を設けて欲しい。	
			説明会の開催時期について「当該標識を設置してから14日を経過した日以降」とあるが、14日と設定した根拠を示されたい。標識設置から14日というのは一般的に見て長すぎることから、期間を短縮すべきである。	土地区画整理法等において、事業計画等を「2週間公衆の縦覧に供しなければならない」旨の規定があること、文化財保護法等において、「その掲示を始めた日から二週間を経過したときに通知が相手方に到達したものをみなす」旨の規定があることから、14日としました。 (修正なし)
第9条	第4項		近隣住民等から意見の申出があった場合には、近隣住民等と協議する義務が定められているが、近隣住民等との協議については、近隣住民等の対応により様々な状況が考えられるところであり、明確な義務とすることには馴染まないと考えられる。例えば、近隣住民等が協議を拒絶すれば、協議義務を果たすことができなくなる。当該協議については、努力義務とすべきである。	協議の結果については、様々な状況が考えられるため、協議の適切性については、説明会等実施報告書や見解書等の内容が合理的な根拠を有するかどうかで判断することになります。近隣住民等との協議は必要であると考えます。 (修正なし)
			「当該意見を申し出た近隣住民等と協議し、合意を得なければならない。」とすべきである。	協議を行うことは必要と考えますが、過去の判例からも、合意を義務付けることは適切ではないと考えます。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第10条			第1号から第16号までの項目は、環境影響評価法に基づく環境基準等をクリアしていることを前提とすべきである。	事業計画に定める事項については、環境影響評価法の環境基準により審査を行うものではないと考えます。 (修正なし)
	第2項		パワコンの騒音、近隣住民等への電磁波の測定を定期的実施すること、火災や水害といった天災による損失など、不足の事態が発生した場合に備え事業用保険に加入することの2項目を追加してほしい。	事業計画に定める事項として、騒音、電磁波の定期的な測定や事業用保険への加入の義務付けを規定することは適切でないと考えます。 (修正なし)
第11条			許可基準について、数値化できるものは数値化する等、裁量の余地のない基準とすべきである。	許可基準については、出来る限り裁量の余地のないものとする予定です。 (修正なし)
			メガソーラーについては、より厳格な基準を設定すべきである。 (例：事業面積が20haを超える場合には、敷地境界から30mを残置森林や造成森林とするなど環境の保全に努めなければならない。また敷地面積に対する森林の割合は25%以上を確保しなければならない。)	メガソーラーに限定するものではありませんが、事業区域が抑制区域を含む場合には、事業区域の面積に応じた緩衝帯の設置を許可基準とすることを予定しています。 なお、敷地面積に対する森林の割合については、森林法の林地開発許可の許可基準となっているため、本条例では規定しません。 (修正なし)
			許可基準のうち、排水施設の基準の詳細について、推奨する対策として、「調整池を浸透池としかつオーバーフローの越流対策を行い、その水を河川等の放流先に放流すること」を記載してほしい。	規則等による具体的な許可基準の参考にさせていただきます。 (修正なし)
			森林伐採を行う場合には、森林率50%を確保することを規定してほしい。	事業用地内の森林率については、森林法に基づく林地開発許可の基準に定められており、太陽光発電事業のみ森林率50%を確保させることは難しいと考えます。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第11条	第1項	第12号	説明会、事業計画の周知、近隣住民等との協議が適切に行われたことが設置許可の要件とされているが、何を以て「適切」と判断するのかが判然とせず、裁量の余地が不当に広いことから不相当と考える。	協議の結果については、様々状況が考えられるため、協議の適切性については、説明会等実施報告書や見解書等の内容が合理的な根拠を有するかどうかで判断することになります。 (修正なし)
		第1号	「事業計画を実施するために必要な資料及び信用を有する」の判断基準がわからない。	設置事業者については、設置工事に係る資金計画書、融資証明書又は残高証明書、納税証明書等、工事施行者については、建設業の許可証の写し、納税証明書等により確認することを想定しています。 (修正なし)
	第2号	設置許可を「取り消された日から起算して5年を経過」することが設置許可を受ける条件とされているが、第17条の取消事由が広範に規定されていることと相俟って、過度な制約となっているものとする。5年間の制限を課すとすれば、事業者側に不正がある第17条第1号の場合に限定すべきである。	期間について、5年から2年に修正します。 (修正あり)	
第16条	第2項		完了届に基づき、関係部署が検査する際、又は検査後でも、近隣住民の立ち会える検査を実施する旨を加えて欲しい。	許可事業が許可の内容に適合しているかの判断を行うための検査であり、第3者の同席は想定していません。 (修正なし)
			「設置許可の内容に適合しているかについて検査し、適合していると認められるときは、許可事業者に検査済証を交付する」とあるが、設置許可の内容は具体的な数字等により客観的に適合性を判断できるものであるという理解でよいか。	検査の内容としては、設置許可の際に提出を受けた図面等との整合や許可基準を満たした施設となっているかの審査を想定しています。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第 18 条			事業を承継する者の資格が不適切の場合の対応はどのようなになるか。	本条例に基づく勧告や命令によって、是正を求めていく予定です。 (修正なし)
			発電事業中に事業者が倒産した場合の対応はどのようなになるか。	一般的に、事業者又は土地所有者の責任において対応するものであると考えます。 (修正なし)
			事業を承継したことがわかるよう、事業地の周辺に承継者の概略を掲示してほしい。	規則において、設置事業者は、許可を受けたときには、許可を受けたことを示す標識を掲示する規定を設ける予定です。 設置事業を行っている間に事業を承継したときは、その標識を新しい事業者のものにすることになりますので、事業の承継が周知されることとなると考えます。 (修正なし)
第 24 条	第 1 項		事業区域内での事故に対する補償については、事業者と土地所有者が連帯責任で対応するということか。	開発指導においては、開発行為による災害事故等が発生したときは、開発事業者の責務において解決しなければならないと規定しているため、太陽光発電設備の設置事業及び発電事業においても、「土地所有者等」を「発電事業者及び設置事業者」に修正します。 (修正あり)
			本条例施行日(令和 2 年 4 月 1 日以降)前に設置済みの太陽光発電所についても対象となるのかを明確にされたい。	本条例施行前に設置済みの太陽光発電施設についても、発電事業者として、第 24 条の規定の対象となります。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
第24条	第1項		「自然環境若しくは景観を損ない、または災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるとき」という極めて抽象的な要件を定めるのみであり、太陽光発電事業に関してのみこのような追加的な義務を課する必要性と合理性があるとは考えられず、同条について削除すべきである。	本条例は太陽光発電事業と地域との調和を図り、災害の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全を目的としていることから規定しています。 様々な状況が想定されるため、抽象的な記載とせざるを得ませんが、苦情等に対し、市として事業者に対応を求めていくために必要なものであると考えます。 (修正なし)
附則			施行期日について、小規模なものとはもかく、大規模なメガソーラーについては、条例を早期に作り上げ、適応されるようにしてもらいたい。	条例は令和2年4月1日施行を予定しています。ただし、許可に関する部分については、事業者に対する周知期間を設ける必要があることから、令和2年10月1日の施行を予定しています。 (修正なし)
			施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく認定を受けている場合は、適用対象外とすべきである。	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項に基づく認定を受けていることをもって、地域との調和が図られるものではないことから、適用除外とはいたしません。 (修正なし)
			事業への「着手」の意義を明確にされたい。	第2条の定義している設置事業を行うことが事業への着手であると考えます。 (修正なし)
			「電源接続案件募集プロセス」に応募済みである案件については「着手」がなされたものとみなすべきである。	電源接続案件募集プロセスに応募することをもって、地域との調和が図られるものではないことから、適用除外とはいたしません。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
附則			<p>第 10 条の許可は令和 2 年 10 月 1 日以降に着手する設置事業について適用するとされているが、同日までに着手する設置事業については、第 8 条第 1 項の事前協議、同条第 2 項の指導又は助言及び第 9 条の説明会に関する規定の適用がないことを確認されたい。</p>	<p>条例第 8 条及び第 9 条の規定については、令和 2 年 10 月 1 日以降に第 10 条の許可を受けるものを対象とします。</p> <p>ただし、令和 2 年 10 月 1 日までに実施する設置事業については、「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」に基づく手続きの対象となりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>(修正なし)</p>
			<p>太陽光発電の許認可に関する条例はあるが、管理維持に関する条例は無い。設置後の見回りや災害時の確認、地権者や近隣住民を保護するような事業保険、罰則の制定が安全な事業運営に必要なものではないかと思う。例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期自主点検の義務・事故報告義務・補修等の明示 ・ 天災等による被害に対する事業保険加入の義務 	<p>施設の維持管理については、許可申請の手続きの中で、その内容について確認する予定です。</p> <p>なお、罰則に該当するものとしては、事業者名等の公表を規定しています。</p> <p>(修正なし)</p>
			<p>電磁波や気温上昇などによる、健康被害が起こらないよう十分な規制をして欲しい。</p>	<p>電磁波については、健康被害を防止するために、「電気設備に関する技術基準を定める省令」において、商用周波数の磁界の大きさを 200 マイクロテスラ以下にすることが定められています。</p> <p>なお、本条例では、許可基準において、「太陽光発電設備が電気事業法その他関係法令の基準に適合していること」を規定しています。</p> <p>温度上昇については、明確な基準がないため、許可基準として規定することはできません。</p> <p>(修正なし)</p>

条	項	号	意見の概要	市の考え方
附則			既存の事業者に対し、景観や平穏な市民生活を確保するため、文書による報告を求め、可能な範囲で改善要請をできるようにすべきである。	第 19 条の規定において、この条例の施行に必要な範囲において、報告を求めることができますとしています。 また、第 24 条において、既存の発電事業者に対しても、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあるときは、その防止のために必要な措置を採ることを求めることができますとしています。 (修正なし)
その他			近隣住民等への周知は、広くその影響を受けるであろう人々まで行って欲しい	影響を受けるであろう範囲を近隣住民等の範囲として設定し、その範囲内において、適切に説明会の開催や事業の周知が行われるよう規定しています。 (修正なし)
			条例中に出てくる「規則」とは何か。	条例と同時に制定を予定している「那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則」を指します。 (修正なし)
			太陽光発電事業環境審議会を新設して欲しい。本条例各項の運用に必要な「規則」の制定及び改廃並びに第 10 条（事業許可）第 12 条（変更許可）についての審議は、当該審議会が行うことができるよう関連条項を追加して欲しい。 なお、審議会の構成員は、環境、農業、林業、経済、法律、エネルギー、住宅などの専門家と各地域からの住民としてほしい。	設置事業の許可は、許可基準に照らして審査を行うものであること、条例や規則の改廃については、必要に応じて、環境審議会の意見を聞くことができることから、本条例において、審議会の設置は考えておりません。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
その他			「設置事業者および土地所有者は事業許可を受けたとき、当該事業終了後、当該事業用地をどのように回復または利用するのかを届けでなければならない。その届け出には、事業終了後に生じた災害が当該事業に起因すると認められた場合の補償責任も含むものとする。」という規定を追加してほしい。	事業終了後の事業用地の利用方法については、許可申請において、撤去処理に係る計画書の添付を求めますので、その中で確認いたします。 なお、補償責任については、本条例において規定するものではありません。 (修正なし)
			「設置事業を開始後、近隣住民等から苦情・要望が寄せられたときは、市長は当該設置事業者に対し、近隣住民等との協議を命じることが出来る。協議終了後、当該設置事業者は14日以内に協議の内容を市長に届け出なければならない。」という規定を追加してほしい。	苦情に対する協議については、条例に規定するものではなく、苦情対応の中で対応できるものと考えます。 また、苦情の内容が第21条の条件に当てはまるときは、市としても、条例に基づき、必要な措置を採ることを勧告することができます。 (修正なし)
			那須の美しい自然環境、特に在来の木々を破壊するような事業はやめてほしい。	自然環境について配慮することは必要ですが、一方で、個人の土地の利用方法については所有者本人に委ねられるべきものであります。 なお、地域森林計画対象民有林については、抑制区域として指定することを予定しています。 (修正なし)
			自然環境、生活環境及び景観への影響に配慮するという目的には賛同できるが、設置事業を許可制とするこの条例は、目的に照らし不相当な手段を定めるものであり、不相当と考える。	太陽光発電は、国が推進する再生可能エネルギー発電において、今後ますます重要な位置付けとなるであろうことから、地域と調和を図り、適正に事業を実施していただくことは必要であると考えます。 また、事業計画の認定を行う国だけでなく、市においても事業計画を事前に確認し、適正な事業の実施を担保する必要があると考えていることから、許可制を導入するものです。 (修正なし)

条	項	号	意見の概要	市の考え方
その他			<p>土地の有効利用の面からも環境面からも、CO₂を排出しない自然エネルギー、太陽光発電は推進するべきであると考えます。</p> <p>しかし、不適切な事業者による問題が存在する場合、実績計画性など考慮した上で、地権者の権利は保護すべきだと思う。</p> <p>太陽光発電設備には、税収の増加や建設時の雇用創出など、メリットも考えられる。環境の保全について対策をした上で、デメリットだけでなくメリットも考慮し、公平な判断をしてほしい。</p> <p>現在の日本のエネルギー政策は、再生可能エネルギー抜きでは考えられない。</p> <p>CO₂排出ゼロ宣言を行っておきながら、再生可能エネルギー事業に制約をかけるのか。</p> <p>太陽光発電設備の設置を条例で規制する必要はないと思う。苦情が出るのであれば、当事者間で解決すべき問題である。</p> <p>ある程度の規制は必要と思うが、過剰な規制は個人の財産等の有効活用の妨げとなる。</p> <p>国の法令に基づいて認定を受けて設置を行うものについて、改めて市長の許可を得る必要があるのか。</p> <p>メガソーラーは、将来に負の遺産を残すだけなので、止めていただきたい。</p> <p>災害等による停電時に太陽光発電所から地域に直接配電できるような非常設備をつけてほしい。</p>	<p>市としても再生可能エネルギーの利用については、推進していくべきものと考えています。</p> <p>また、地権者等の権利についても配慮する必要があると考えています。</p> <p>しかし、特に太陽光発電設備について、不適切な設置や管理により、近隣住民等からの苦情や不安の声が寄せられることがあるため、再生可能エネルギーの適切な利用を推進するため、本条例を制定するものです。</p> <p>(修正なし)</p> <p>義務付けることはできませんが、持続可能なまちづくりに資するものであるため、市としても可能であれば提案していきたいと思います。</p> <p>(修正なし)</p>

条	項	号	意見の概要	市の考え方
その他			<p>条例が制定された場合、許可について公平公正さが保たれるのか。</p>	<p>許可の基準を明らかにすること、不許可とする場合には、その理由を明示することにより、許可に対する公平公正さを担保してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(修正なし)</p>
			<p>以下の内容を条例によって解決してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林伐採による自然災害の危険性について ・電磁波による人体への悪影響について ・パワコンの騒音、パネル損傷等による被害について ・問題が発生した際の対応について具体的に説明してほしい。 	<p>本条例においては、設置事業に対する許可基準を設けており、その中で、ご指摘いただいた点について審査することができると考えております。</p> <p>また、問題が発生した際の対応については、説明会等において、近隣住民等と事業者との間での協議の中で対応していただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">(修正なし)</p>